

* * * * *
農業担い手メールマガジン(第87号)
* * * * *

インデックス

水田・畑作経営所得安定対策の見直しについて(第2回)

- ・ 認定農業者の年齢制限の廃止・弾力化
- ・ 集落営農組織に対する法人課等の指導の弾力化
- ・ 集落営農への支援

第2回目は、水田・畑作経営所得安定対策の対象となる認定農業者、集落営農組織に対する指導の弾力化などについてご紹介します。

1 認定農業者の年齢制限の廃止・弾力化

(1) 水田・畑作経営所得安定対策に加入するためには、個別経営の方であれば、認定農業者になる必要がありますが、一部の地域では、高齢者は認定農業者になれないという声も聞かれました。

認定農業者は、市町村が基本構想の目標所得等を目指す方を認定するものですが、目標の達成を目指して熱意を持って営農しているのに、高齢という理由だけで認定されないということは、適当とは言えません。

(2) これまでも、国は、地域の実情を踏まえて年齢制限の廃止や弾力的な運用を行うよう関係機関に通知していましたが、今回、改めて通知を行い、これを徹底しました。

2 集落営農組織に対する法人化等の指導の弾力化

(1) 集落営農組織については、設立後何年も経ちオペレータに実質的な経営が委ねられているものもありますが、集落総参加により組織化したばかりのものも多い実態にあります。

このような中、水田・畑作経営所得安定対策に加入する組織については、「5年以内に農業生産法人となる計画を有していること」が要件となっていますが、多くの地域や組織から「経営の先行きが不安定で、5年後の法人化は難しい」といった意見が出されました。

(2) こうしたことから、

法人化に向けて努力してきたものの、予定期日までに法人化できなかった場合には、さらに延長ができること、

計画どおりに法人化できないということのみの理由で、それまでの交付金の返還を求められるものではないこと

など法人化計画の考え方を周知するとともに、現場での指導も行き過ぎたものにならないようにしました。

3 集落営農への支援

- (1) 集落営農については、特に、個別農家等の担い手がいなかったり、不足している地域において、地域農業の担い手としてその組織化を進めていく必要があります。
- しかしながら、高齢者や小規模な農家の中には集落営農に参加することへの不安や誤解があったり、集落内で取りまとめ役が不在だったりする等の事情から、集落営農の組織化が遅れている地域もまだまだ多い状況です。
- (2) また、既に設立された集落営農組織も、人材やノウハウの不足等から新たな経営展開に取り組むことが困難な状況にあります。さらに、組織化間もない集落営農組織は財務基盤が弱いところが多く、経営の安定化が必要です。
- (3) このような状況を踏まえ、平成20年度から、
高齢者や小規模な農家の集落営農への参加に対する不安や誤解を払拭し、集落営農に入りやすくするとともに、
組織化された集落営農組織の経理や法人化に対する指導、
収益向上のための経営の多角化や複合化
などの取組に支援するなど、集落営農の発展段階に応じたきめ細かな支援を実施することとしました。
- また、生産コストや初期投資負担を軽減するため、融資やリースを活用した農業用機械・施設の整備等に対する支援や金融支援措置を強化することとしています。
- (4) これらの事業内容については、4月以降、改めてご紹介する予定です。

電子出版：農業担い手メールマガジン

発行日：随時発行

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

このメルマガへの御意見・御感想はこちらから。

https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM_NO=120

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～水田・畑作経営所得安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、
担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/index.html>